



情報(第 15 号)

キャリアアップ助成金



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

キャリアアップ助成金



1 正規雇用に向けて

バブル崩壊時、全体の2割程度だった非正規雇用労働者の割合は、現在、4割と大幅に増加しています（厚生労働省の就業形態の多様化に関する総合調査）。

しかしここ数年は、非正規社員を正社員化する動きが起こっており、平成26年にはスターバックスやユニクロ、平成27年には住友生命保険が大量の非正規雇用から正規雇用へとシフトチェンジしています。

非正規雇用労働者は低コストであることが企業にとって最大のメリットですが、賃金が低く、雇用が不安定であり、人材の定着には結びつきません。手間とコストをかけて研修を施した労働者が簡単に辞めてしまうデメリットもあるのです。この人手不足の時代、低コストのメリットよりも離職のデメリットのほうが高いと考える企業も今後増えてくると考えます。

2 非正規雇用の処遇改善(同一労働同一賃金)

働き方改革の一つに同一労働同一賃金など、非正規雇用の処遇改善があります。同一労働同一賃金とは、仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲をもって働けるよう、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです（厚生労働省 HP）。

次に、期間の定めのある労働契約と期間の定めのない労働契約の労働条件が相違する場合は、業務の内容、責任の程度及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理であってはなりません（労働契約法 20 条）。

郵便局の事案として、契約社員と正社員との間で、労働契約に期間の定めがあることに関連して、手当等の支給について労働条件の相違が存在し、その相違が前条に違反すると争われたものがあります（大阪地判平 30. 2. 21 平成 26 年（ワ）第 5967 号）。

この判決において、何をもって不合理なのかそうでないかの一般論として、労働条件の相違が不合理と認められるか否かの考慮要素として、①職務の内容、②当該職務の内容及び配置の変更の範囲に関連する諸事情を幅広く総合的に考慮して判断すべきものとしています。

そして、年末年始勤務手当をみると、特定の繁忙期に業務に従事したことに着目して支給される性質で、繁忙期に業務に従事したという趣旨は契約社員にも妥当するから契約社員に対してこれを支給しないという相違は、不合理しました。

一方、住居手当では、正社員は、転居を伴う配転が予定され、実契約社員は転居を伴う配転は予定されておらず、住居手当の支給対象を正社員に限定する相違は、不合理と認めることはできないとしました。

3 キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」とは、有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した事業主に対して支給されるものです（下表）。

正規雇用（勤務地・勤務限定正社員、短時間社員を含みます）になることは、非正規雇用労働者にとっても大きなモチベーションとなり、正規雇用することで助成金が受け取れるということは、企業に資金的な余裕が生まれ、一石二鳥の制度です。

キャリアアップ助成金を受給するためには、対象労働者の労働者名簿、賃金台帳、出勤簿や雇用契約書、就業規則の提出が必要です。それぞれの整合性、時間外、休日、深夜手当が支給されているか、またその計算方法は正しいか、その他労基法に違反する事項はないか審査されます。要するに適正な労務管理がされていなければ受給することはできないわけです。

また、正規雇用への転換をする際には、事前にキャリアアップ計画書を提出する必要があります。

正社員化コース助成金額（平成 29 年度）

雇用形態	助成金額＜＞は生産性要件充足の場合（中小企業）
有期→正規	一人あたり 57 万円＜72 万円＞
有期→無期	一人あたり 28.5 万円＜36 万円＞
無期→正規	一人あたり 28.5 万円＜36 万円＞

4 正規雇用で優秀な人材の確保

非正規雇用労働者で社会保険に未加入の場合、正規雇用へ転換することにより厚生年金、健康保険に加入することとなり、将来受け取れる年金額が増え、また、健康保険の傷病手当金や出産手当金などがあり、国民健康保険よりも保障が厚くなります。更には、配偶者が第三号被保険者の資格を取得することもあり、年金保険料の負担が軽くなりますし、企業の立場からは、安定した雇用の創出に寄与する価値のあることです。

非正規雇用の処遇改善による優秀な人材確保、それに伴う事業発展、従業員の明るい未来のため、キャリアアップ助成金を活用してはいかがでしょうか。

当法人では、当法人ではキャリアアップ助成金を受給するための手続きや、就業規則の改正などを承っております。では是非ご利用ください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp